

令和6年7月 河北町農業委員会総会（第7回）

令和6年7月25日（木曜日）午後2時、河北町農業委員会総会を役場3階301会議室に招集した。

◎ 出席委員氏名（10名）

1 番	岡崎 学	委員	2 番	布川 峯夫	委員	3 番	押野 利浩	委員
4 番	関 紀子	委員	5 番	奥山 ちか子	委員	6 番	木嶋 啓治	委員
8 番	安部 敏明	委員	10 番	逸見 三和子	委員	11 番	奥山 喜幸	委員
12 番	後藤 慶治	委員						

◎ 欠席委員氏名（2名）

7 番 堀 和彦 委員 9 番 高橋 清 委員

◎ 出席農地利用最適化推進委員氏名（0名）

◎ 欠席農地利用最適化推進委員氏名（0名）

◎ 職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

佐藤 晃一 農業委員会事務局長兼農林振興課長
嶋田 愛 農業委員会事務局農地係長

◎ 説明のため総会に出席した者の職氏名

◎ 議事日程

令和6年7月25日（木曜日）午後2時 開会、開議

日程第1 議事録署名委員の指名 6 番 木嶋 啓治 委員 8 番 安部 敏明 委員

日程第2 議案の審議

報第13号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報第14号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議第24号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第25号 事業計画変更申請（農地法第5条）による意見の決定について

議第26号 農地法第5条の規定による許可申請について

議第27号 農用地利用集積計画（案）の決定について

以上の議案を一括上程、開会、開議

○ 佐藤事務局長

お疲れ様でございます。定刻になりましたので只今より7月の農業委員会総会をはじめたいと思います。はじめに後藤会長よりご挨拶をお願いします。

○ 議長（会長）

雨の中ご苦勞様でございます。庄内、最上のほう警報出ておまして避難指示など出ております。また中山町の方が洪水注意報ですけれども出ておりましたので、急遽家の者にサビ地区のほうポンプとか撤収するように言ってきたところでございます。これ以上降られないといいなところです。今日堀委員と高橋委員、北谷地地区の鳥獣対策会議が上山であるということで欠席となります。今日11月予定しておりましたし農業委員の視察研修について最終報告を協議会の方でさせていただきますので何か変更がありましたら、今月中にご意見をいただいて最終的な決定をしたいと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

また、8月農地パトロールでございます。各地区昨年より新たに増えたり解消なったりしているところもあるかと思しますので十分に指導方よろしくお願いしたいと思います。

ご苦勞様でございます。

○ 佐藤事務局長

それでは日程第1の方から会長より座長になって進めていただきたいと思います。

○ 議長（会長）

それでは日程第1、事録署名員を指名したいと思います。6番の木嶋委員。8番の安部委員お願いいたします。それでは日程第2、議案の審議に入ります。報第13号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局説明願います。

○ 事務局（嶋田）

それでは、私のほうから説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

お手元の資料の1ページをお開きください。報第13号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。

はじめに、申請番号51番 所在地 西里字浦田●●、畑、ほか4筆で合計4,423㎡です。所有者 ●●さんが●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後は自作するとのことです。

申請番号52番 所在地 大字新吉田字荒小屋●●、ほか1筆、合計76㎡です。所有者 ●●さんが●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。

取得後は自作するほか、●●さんに耕作してもらうとのことです。

次に、資料の2ページ、申請番号53番 所在地 谷地字海老鶴●●、樹園地ほか7筆、

合計 6,761 m²です。所有者 ●●さんが●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後ですが海老鶴の農地はあっせん希望、谷地字東の田は●●さんに耕作してもらうとのことです。

次に、申請番号 54 番 所在地 西里字慶光寺●●、樹園地、ほか 8 筆で合計 9,118 m²です。所有者 ●●さんが●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後は自作ほか●●さんに耕作してもらうとのことです。

次に資料の 3 ページ、申請番号 55 番 所在地 谷地字沢●●、畑、644 m²のうち 433 m² 1 筆です。所有者は●●さんで、賃借人であった●●さんが●●年●●月●●日に亡くなり、相続した●●さんも●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが農地法第 3 条による賃借権を相続されました。現在も耕作されており継続して借りるとのことです。

次に申請番号 56 番 所在地 大字溝延字置揚●●、畑、ほか 9 筆で合計 5,878.36 m²です。所有者 ●●さんが●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後は●●さんに耕作してもらうほか、あっせん希望となっております。

次に、申請番号 57 番 所在地 大字溝延字稻荷原●●、田、ほか 20 筆で合計 16,150 m²です。所有者 ●●さんが●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後は自作するほか●●さんに耕作してもらうとのことです。そのほか一部あっせん希望となっております。

次に、申請番号 58 番 所在地 大字岩木字岩木東●●、田、1,008 m² 1 筆です。所有者 ●●さんが●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後は引き続き●●さんに耕作してもらうとのことです。

次に資料の 5 ページ、申請番号 59 番 所在地 大字新吉田字新吉田東●●、田ほか 2 筆合計 3,483 m²です。所有者 ●●さんが●●年●●月●●日に亡くなり子の●●さんが相続されました。取得後は●●さんに耕作してもらうとのことです。

次に、申請番号 60 番 所在地 大字溝延字舟戸下●●、畑ほか 3 筆、合計 2,286 m²です。所有者 ●●さんが●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後は自作するとのことです。

次に、申請番号 61 番 所在地 大字溝延字舟戸下●●、畑ほか 3 筆、合計 4,487 m²です。所有者 ●●さんが●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後はあっせん希望とのことです。

次に資料の 6 ページ、申請番号 62 番 所在地 大字溝延字置揚●●、畑ほか 7 筆合計 9,285 m²です。所有者 ●●さんが●●年●●月●●日に亡くなり子の●●さんが相続されました。取得後は自作するほか●●さんに耕作してもらうとのことです。

以上 12 件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

ご苦勞様です。だいぶあっせん希望があるようですけれども、何か皆さんからご意見ございませんでしょうか。あっせんの農地、皆さんのお手元のほうに地図もあるようすけれども、たぶん皆さんにご苦勞いただかなければならない案件が何件かあろうかと思いますので質問やご意見があれば。

はい、押野委員。

○ 押野委員

61 番、あっせん希望ですけれども、現状耕作している方などは。

○ 事務局（嶋田）

田は●●さんが耕作しています。所有者の方は売買が希望ということで●●さんにお声がけしましたが、買う予定はないとのことです。

○ 議長（会長）

ほかになければこのように許可したいと思います。次に進みます。報第 14 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について事務局の説明をお願いいたします。

○ 事務局（嶋田）

はい、資料の 7 ページ、報第 14 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてご説明いたします。

申請番号 124 番、所在地 谷地字沢畑●●、畑、2,410 m² 1 筆です。渡し人、●●さんの法定相続人代表 ●●さんと、受け人の●●さんとの農地法での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、受人の労力不足のためとのことです。

次に申請番号 125 番、所在地 谷地字根際●●、田、1,791 m² 1 筆です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの農地法での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、受人の労力不足のためとのことです。

次に、申請番号 126 番、所在地 谷地字東●●、田、3,039 m² 1 筆です。渡し人の●●さんと、受け人、●●さんの法定相続人代表 ●●さんとの農地法での賃貸借契約の合意

解約です。理由につきましては、この後議第 27 号農地利用集積計画（案）の決定についてでご審議いただきますが、●●さんに貸すためとのことです。

次に資料の 8 ページ、申請番号 127 番および 128 番、所在地 大字溝延字松木壇●●、田 972 m² 1 筆です。渡し人の●●さんと、受け人の●●との中間管理事業での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、受人の労力不足のためとのことです。

次に、申請番号 129 番及び 130 番、所在地 大字岩木字童子●●、田ほか 5 筆、合計 9,677 m²です。●●さんが相続により当該農地を取得しましたので、中間管理事業による賃貸借契約を合意解約するものです。

以上 7 件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

何か皆さんの方からご意見ございませんでしょうか。だいたい受け人の労力不足ですけれども、歳なのか何なのか、田んぼだと何とか借りる方いるようですけれども、これからこういった案件が出てくるのかなと感じております。

何か皆さんからご質問ございませんでしょうか。なければこのように進めて下さい。

次に進みます。議第 24 号農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いいたします。

○ 事務局（嶋田）

それでは、資料の 9 ページ、議第 24 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてご説明いたします。申請番号 46 番、所在地 西里字浦田●●、畑、1,383 m²のうち 310 m² 1 筆です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんで、経営移譲年金受給中のため使用貸借権の設定をするものです。

以上 1 件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

はい、現地調査報告をお願いします。

○ 岡崎委員

わらびを植えているようです。

○ 議長（会長）

1,383 m²のうち 310 m²なので、1,000 m²はどのようなになってるのか。

○ 事務局（嶋田）

1,383 m²のうち、ほか1,000 m²は別の方お二人に貸しております。そちらは野菜畑になっております。

○ 議長（会長）

ほかになればこのように許可したいと思います。それでは次に進みます。

議第25号 事業計画変更申請（農地法第5条）による意見の決定について事務局の説明をお願いいたします。

○ 事務局（嶋田）

資料の10ページをお開きください。議第25号 事業計画変更申請（農地法第5条）による意見の決定についてご説明いたします。

所在地は、谷地中央一丁目●●の2筆です。資料の15ページの案内図と16ページの字切図と併せてご覧ください。現在は分筆をしたため●●の4筆になっておりますが、平成2年11月28日付けで、農地法第5条の許可を受けた当初はアパートを建築する計画でしたが、許可後に資金面で計画実行が困難となったために農地のままとなっていたものを、平成27年に分筆をして個人住宅を建築したので計画変更の申請をするものです。この度の申請に至った経緯ですが、●●について非農地証明の相談があり、5条許可のとおり転用されていない違反転用であることがわかりましたので、顛末書添付して追認許可を申請していただいたものです。

17ページが土地利用計画図で、18ページが建物の平面図になります。19ページが顛末書となっております。

以上1件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

現地調査報告をお願いします。

○ 木嶋委員

今日確認してきました。資料に載っているように転用許可をとってその後ずっとそのまま経過してたんですけども、本人たちは農地転用なっていたと思って住宅を建ててしまったということで、今頃になって気づきて農地転用許可の申請ということになっておりますのでまずは問題はないと思います。

○ 議長（会長）

これは、平成2年にアパート建てるって許可はでただよね。

○ 事務局（嶋田）

平成2年にアパート建築ということで許可は出たんですけれども、計画どおりに実行されていないと違反転用ということになり、現在は個人住宅が建っている状況ですので、そのように事業の計画を変更したということで申請が必要になります。

本来は事業が出来なくなった時点で、5条申請の取り下げだったり、平成27年に住宅を建築したのであれば、その際に事業計画変更申請の手続きとっていなければならなかったところなんですけれども、それがなっていなかったので今回、事後になります。追認ということで申請していただきました。

○ 議長（会長）

はい、このように進めてよろしいでしょうか。

（はい）

次に進みます。議第26号 農地法第5条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いいたします。

○ 事務局（嶋田）

それでは資料の11ページをご覧ください。

ここで資料の訂正をお願いいたします。申請番号6番の所在地ですが、●●ですので2筆とも枝番の1と（1）の削除をお願いいたします。

それでは、議第26号 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

申請番号4番、転用目的は一般個人住宅の建築です。所在地 谷地字東●●、田、58㎡1筆です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。

申請事由につきましては、現在アパート住まいをされておりますが、併用地となります。宅地に住宅の建築を計画しており、隣接する当該農地を取得し駐車スペース及び雪捨て場として利用する計画です。資料の20ページが案内図で、21ページが字切図です。定助そばやさんの北側に位置し、宅地と川に挟まれた場所になります。次の22ページが土地利用計画図、23ページが建物の平面図になります。申請地は都市計画区域内の用途地域にあり許可基準を満たしていると思われます。

申請番号5番、転用目的は建売住宅の分譲です。所在地谷地字田中●●、畑520㎡1筆です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。申請事由につきましては、住環境が良好で主要幹線へのアクセスも容易であることから併用地となります。雑種地と隣接する当該農地を取得し建売住宅の分譲を計画するものです。資料の24ページが案内図で25ページが字切図です。県立谷地高等学校の北側に位置し、雑種地と道路と畑に囲まれたところになります。次の26ページが土地利用計画図となっております。畑に接するところはブロック積の擁壁を設置する計画です。27ページが建物の平面図になります。申請地は都市計画区域内の用途地域にあり許可基準を満たしていると思われます。

申請番号 6 番、転用目的は一般個人住宅の建築です。所在地谷地字高嶋●●、畑 2 筆、575 m²です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。申請事由につきましては、職場に近く予算内に見合った土地であったことから、併用地となります宅地と隣接する当該農地を購入し住宅を建築する計画です。資料の 28 ページが案内図で 29 ページが字切図です。高嶋公民館の北側に位置し、宅地と道路と田に囲まれたところになります。資料の 30 ページが土地利用計画図となっております。31 ページが建物の平面図になります。申請地は 10 ヘクタール以上の農地が広がる第 1 種農地と判断しております。許可の要件として、住宅その他申請に係る土地の周辺において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置される施設に該当し、許可基準を満たしていると思われます。また、一般個人住宅としては面積過大と思われると思いますが、●●の畑については独立しての利用ができませんので、分筆したとしても残地の効率的な利用は見込めないことから申請地全ての転用についてやむを得ないと判断しております。

申請番号 7 番、転用目的は資材置場です。所在地 谷地荒町東二丁目●●、畑 875 m² 1 筆です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。申請事由につきましては、資材置き場として借用していた土地が売りに出され、所有する資材置場では手狭なため隣接地である当該農地を借用して資材置場として利用する計画です。農地法の手続きが必要なことを知らずに令和 5 年 12 月 13 日に着工し令和 6 年 1 月から資材置場として利用していることから顛末書を添付して追認許可を受けようとするものです。

資料の 32 ページが案内図で、33 ページが字切図です。モガミフーズの東側に位置し、宅地と道路と畑に囲まれたところになります。資料の 34 ページが土地利用計画図、35 ページが顛末書となっております。申請地は都市計画区域内の用途地域にあり許可基準を満たしていると思われます。

以上 4 件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは現地調査報告をお願いいたします。

○ 木嶋委員

4 番、5 番報告いたします。4 番ですけれども駐車場ということでお子さんが 4 人いらっしゃるということで将来駐車スペースが必要になるということで問題ないと思います。

続きまして 5 番ですけど周辺も宅地で何も問題はないと思いますが場所的にどうなのかなと勝手に思ったところです。

○ 議長（会長）

6 番お願いいたします。

○ 安部委員

6 番現地調査行ってきました。併用地の宅地は、住宅は取り壊されていて更地になっております。そちらに家を建てて、●●に駐車場を作ることだったんですが、●●についてもその奥側、段差のあるところで庭として利用するようですけども、今後とも農地としては道路も狭く利用はかなり厳しい場所ということで、宅地として使ってもらった方が逆に土地の利用としては地元の人はいいのかなと見てきました。以上です。

○ 議長（会長）

7 番お願いいたします。

○ 奥山委員

モガミフーズの東の方で、荒町東の区画整理で整備した土地なんですが、隣接地が●●さん所有の資材置場なので問題はないと見てきました。

○ 議長（会長）

ご苦労様でございます。

何か皆さんからご意見なり、なければこのように許可したいと思います。次に進みます。

議第 27 号 農用地利用集積計画（案）の決定について事務局の説明をお願いいたします。

○ 事務局（嶋田）

はい、資料の 12 ページをお開きください。議第 27 号 農用地利用集積計画（案）の決定について、河北町長から農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画の決定を求める依頼がありましたので、審議をお願いするものです。

資料 13 ページの総括表をご覧ください。賃借権の設定が 1 件です。資料 14 ページをお開きください。申請番号 225 番、所在地 谷地字東●●、田、3,039 m² 1 筆です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。地区の農用地利用改善組合長より利用集積計画を作成するよう申し出があったものになります。

以上 1 件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

はい、これは今現在も●●さんが耕作しているのか。

○ 事務局（嶋田）

はい、以前から●●さんが耕作しております。

○ 議長（会長）

それではこのように決定したいと思います。

これで7月総会を終了いたします。

午後2時55分 閉会

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年7月25日

河北町農業委員会総会議長

河北町農業委員会総会議事録署名委員

河北町農業委員会総会議事録署名委員
